

■福岡県備蓄基本計画修正素案 新旧対照表

| 旧 | 新 | 改正理由 |
|--|---|---|
| <p>第1章 総則 略</p> <p>第2章 自助・共助による備蓄 第1節 県民 第1 基本的な考え方 発災直後は、流通機能が麻痺し物資を購入できない可能性が高く、また、市町村等からの物資もすぐには届かないことも想定される。 このため、県民は、断水、停電、ガス停止の影響も考慮し、日常の食糧を多めに購入し、消費の都度買い足すことにより常に一定量の食材を保有する方法を含め、飲料水や食糧など避難生活に必要な物資の3日分以上の備蓄に努める。この場合において、飲料水、食糧といった賞味期限がある物資を備蓄するときは、期限に留意し、定期的に更新することとする。</p> <p>第2 品目及び数量の目安 県民が備蓄すべき物資の目安は、以下の品目を3日分以上とする。 ・ 飲料水（1人1日分3リットル） ・ 食糧 ・ 生活物資（救急セット、常備薬、簡易トイレ、トイレットペーパー、生理用品等） ・ 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を必要とする者（以下「要配慮者」という。）が必要とする物資</p> <p>第3 要配慮者のための物資の確保 要配慮者が必要とする柔らかく飲み込みやすい食糧、医薬品、紙おむつ、粉ミルク、哺乳びん、離乳食、ガスコンロ、ガスボンベ等の物資は、本人、家族、介護者がその確保に努める。食物アレルギー体質者及びその家族は、アレルギー対応食品の確保に努める。</p> <p>第4 保管場所 物資の保管場所は、耐震性があること、津波・洪水等の際に浸水しないこと、避難の際に持ち出しやすいこと等に配慮して選定するよう努める。 ※ 家庭における非常持ち出し袋の準備 飲料水、食糧、衣類、医薬品、懐中電灯、ラジオ、乾電池、救急セットや貴重品などを入れた非常持ち出し袋を、すぐに持ち出せるように準備しておくことが重要</p> <p>第2節 自主防災組織 第1 基本的な考え方 自主防災組織は、発災時の初期消火、救出・救護活動、避難誘導、炊き出し等の給食など地域の防災活動を効果的に実施できるよう、資機材の備蓄に努める。 また、住居等の被災により個人が備蓄物資を持ち出すことができない場合を考慮し、飲料水、食糧、生活物資の共同備蓄についても検討する。この場合において、飲料水、食糧等の賞味期限がある物資を備蓄するときは、期限に留意し、定期的に更新することとする。</p> <p>第2 品目及び数量の目安 自主防災組織において備蓄すべき物資の目安は、以下のとおり ・ 初期消火、救出・救護、避難誘導、炊き出し等に必要な資機材（要配慮者も想定） ・ （共同備蓄を行う場合）県民と同様の飲料水、食糧、生活物資を3日以上</p> | <p>第1章 総則 略</p> <p>第2章 自助・共助による備蓄 第1節 県民 第1 基本的な考え方 発災直後は、流通機能が麻痺し物資を購入できない可能性が高く、また、市町村等からの物資もすぐには届かないことも想定される。 このため、県民は、断水、停電、ガス停止の影響も考慮し、日常の食料を多めに購入し、消費の都度買い足すことにより常に一定量の食材を保有する方法を含め、飲料水や食料など避難生活に必要な物資の3日間、できれば1週間分の備蓄に努める。この場合において、飲料水、食料といった賞味期限がある物資を備蓄するときは、期限に留意し、定期的に更新することとする。</p> <p>第2 品目及び数量の目安 県民が備蓄すべき物資の目安は、以下の品目を3日間、できれば1週間分とする。 ・ 飲料水（1人1日分3リットル） ・ 食料 ・ 生活物資（救急セット、医薬品、簡易トイレ、トイレットペーパー、生理用品等） ・ 高齢者、障がいのある人、乳幼児その他の特に配慮を必要とする者（以下「要配慮者」という。）が必要とする物資</p> <p>第3 要配慮者のための物資の確保 要配慮者が必要とする柔らかく飲み込みやすい食料、医薬品、紙おむつ、粉ミルク、哺乳びん、離乳食、ガスコンロ、ガスボンベ等の物資は、本人、家族、介護者がその確保に努める。食物アレルギー体質者及びその家族は、アレルギー対応食品の確保に努める。</p> <p>第4 保管場所 物資の保管場所は、耐震性があること、津波・洪水等の際に浸水しないこと、避難の際に持ち出しやすいこと等に配慮して選定するよう努める。 ※ 家庭における非常持ち出し袋の準備 飲料水、食料、衣類、医薬品、懐中電灯、ラジオ、乾電池、救急セットや貴重品などを入れた非常持ち出し袋を、すぐに持ち出せるように準備しておくことが重要</p> <p>第2節 自主防災組織 第1 基本的な考え方 自主防災組織は、発災時の初期消火、救出・救護活動、避難誘導、避難所運営など地域の防災活動を効果的に実施できるよう、資機材の備蓄に努める。 また、住居等の被災により個人が備蓄物資を持ち出すことができない場合を考慮し、飲料水、食料、生活物資の共同備蓄についても検討する。この場合において、飲料水、食料等の賞味期限がある物資を備蓄するときは、期限に留意し、定期的に更新することとする。</p> <p>第2 品目及び数量の目安 自主防災組織において備蓄すべき物資の目安は、以下のとおり ・ 初期消火、救出・救護、避難誘導、避難所運営などに必要な資機材（要配慮者も想定） ・ （共同備蓄を行う場合）県民と同様の飲料水、食料、生活物資を3日以上</p> | <p>表現の修正 表現の修正 農林水産省の備蓄ガイドに基づく修正 表現の修正 表現の修正</p> <p>農林水産省の備蓄ガイドに基づく修正 表現の修正 表現の修正 表現の修正</p> <p>表現の修正</p> <p>表現の修正</p> <p>自主防災組織に期待する役割は炊き出しだけでなく、避難所運営に関する多くの役割が期待されるため。 表現の修正 表現の修正</p> <p>自主防災組織に期待する役割は炊き出しだけでなく、避難所運営に関する多くの役割が期待されるため。 表現の修正</p> |

■福岡県備蓄基本計画修正素案 新旧対照表

| 旧 | 新 | 改正理由 |
|---|---|--|
| <p>第3 要配慮者のための物資の確保 略</p> <p>第4 保管場所 略</p> <p>第3節 事業所</p> <p>第1 基本的な考え方</p> <p>発災後、事業所としてのサービスの継続やいち早い復旧を図るため、また、発災直後の一斉帰宅により帰宅困難者が大量に発生することによる混乱を避けるため、従業員等を一定期間事業所内に留め置く必要がある。</p> <p>このため、事業所は、従業員等の3日分以上の飲料水、<u>食糧</u>や生活物資の備蓄に努める。この場合において、飲料水、<u>食糧</u>等の賞味期限がある物資を備蓄するときは、期限に留意し、定期的に更新することとする。</p> <p>第2 従業員以外用の備蓄 略</p> <p>第3 品目及び数量の目安</p> <p>事業所において備蓄すべき物資の目安は、以下の品目を3日以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲料水（1人1日分3リットル） ・ <u>食糧</u> ・ 生活物資（毛布、衣類、簡易トイレ、トイレトペーパー、生理用品、口腔衛生用品等） ・ 要配慮者が必要とする物資 <p>第4 要配慮者のための物資の確保</p> <p>事業所内に一定期間滞在する者（従業員、来客、受け入れた帰宅困難者）に要配慮者が含まれる場合を想定し、<u>高齢者向けの</u>柔らかく飲み込みやすい<u>食糧</u>、粉ミルク、哺乳びん、離乳食、ガスコンロ、ガスボンベ、紙おむつ、アレルギー対応食品等の備蓄に努める。</p> <p>特に、要配慮者である従業員については、事前に人数と必要な物資の品目・量を把握し、備蓄に努めるものとする。</p> <p>第5 保管場所 略</p> <p>第3章 公助による備蓄・調達</p> <p>第1節 市町村</p> <p>第1 基本的な考え方</p> <p>市町村による備蓄・調達は、自助・共助で賄われる備蓄等を補完するものであるが、市町村は、基礎的自治体として一義的に被災者に飲料水、<u>食糧</u>や生活必需品等を供給する責務を有していることから、様々な事態に的確に対応できるよう、物資の備蓄・調達を図る。</p> <p>第2 略</p> <p>第3 品目</p> <p>発災直後の生命維持や生活に最低限必要な<u>食糧</u>等の物資、避難所運営に必要な資機材、その他各市町村の特性に応じて必要と判断される物資とする。具体的な品目の選定に当たっては、下記の例を参考とするほか、要配慮者や男女のニーズを踏まえる。</p> <p><u>食糧</u>については、要配慮者に配慮して飲み込みやすいものやアレルギー対応食品も含めるほか、発災直後は十分な量の水や湯、熱源が確保できない場合もあることから、これらを必要としないものとするよう努める。</p> <p>避難所運営資機材については、避難者の生命・身体を守るもののほか、良好な生活環境の確保にも配慮し、仮設トイレ、発電機、投光器、発電機用の燃料及び燃料保管容器、授乳室、男女別の更衣室等を確保するためのパーテーションなど、必要と判断される物資を備蓄するよう努める。</p> <p>なお、飲料水については、原則として応急給水(※1)により確保するが、地域の実情に応じ</p> | <p>第3 要配慮者のための物資の確保 略</p> <p>第4 保管場所 略</p> <p>第3節 事業所</p> <p>第1 基本的な考え方</p> <p>発災後、事業所としてのサービスの継続やいち早い復旧を図るため、また、発災直後の一斉帰宅により帰宅困難者が大量に発生することによる混乱を避けるため、従業員等を一定期間事業所内に留め置く必要がある。</p> <p>このため、事業所は、従業員等の3日分以上の飲料水、<u>食料</u>や生活物資の備蓄に努める。この場合において、飲料水、<u>食料</u>等の賞味期限がある物資を備蓄するときは、期限に留意し、定期的に更新することとする。</p> <p>第2 従業員以外用の備蓄 略</p> <p>第3 品目及び数量の目安</p> <p>事業所において備蓄すべき物資の目安は、以下の品目を3日以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲料水（1人1日分3リットル） ・ <u>食料</u> ・ 生活物資（毛布、衣類、簡易トイレ、トイレトペーパー、生理用品、口腔衛生用品等） ・ 要配慮者が必要とする物資 <p>第4 要配慮者のための物資の確保</p> <p>事業所内に一定期間滞在する者（従業員、来客、受け入れた帰宅困難者）に要配慮者が含まれる場合を想定し、<u> </u>柔らかく飲み込みやすい<u>食料</u>、粉ミルク、哺乳びん、離乳食、ガスコンロ、ガスボンベ、紙おむつ、アレルギー対応食品等の備蓄に努める。</p> <p>特に、要配慮者である従業員については、事前に人数と必要な物資の品目・量を把握し、備蓄に努めるものとする。</p> <p>第5 保管場所 略</p> <p>第3章 公助による備蓄・調達</p> <p>第1節 市町村</p> <p>第1 基本的な考え方</p> <p>市町村による備蓄・調達は、自助・共助で賄われる備蓄等を補完するものであるが、市町村は、基礎的自治体として一義的に被災者に飲料水、<u>食料</u>や生活必需品等を供給する責務を有していることから、様々な事態に的確に対応できるよう、物資の備蓄・調達を図る。</p> <p>第2 略</p> <p>第3 品目</p> <p>発災直後の生命維持や生活に最低限必要な<u>食料</u>等の物資、避難所運営に必要な資機材、その他各市町村の特性に応じて必要と判断される物資とする。具体的な品目の選定に当たっては、下記の例を参考とするほか、要配慮者や男女のニーズを踏まえる。</p> <p><u>食料</u>については、要配慮者に配慮して飲み込みやすいものやアレルギー対応食品も含めるほか、発災直後は十分な量の水や湯、熱源が確保できない場合もあることから、これらを必要としないものとするよう努める。</p> <p>避難所運営資機材については、避難者の生命・身体を守るもののほか、良好な生活環境の確保にも配慮し、仮設トイレ、発電機、投光器、発電機用の燃料及び燃料保管容器、授乳室、男女別の更衣室等を確保するためのパーテーションなど、必要と判断される物資を備蓄するよう努める。</p> <p>なお、飲料水については、原則として応急給水(※1)により確保するが、地域の実情に応じ</p> | <p>表現の修正 表現の修正</p> <p>表現の修正</p> <p>高齢者だけではなく、咀嚼障害のある方も想定する。 表現の修正</p> <p>表現の修正</p> <p>表現の修正</p> <p>表現の修正</p> |

■福岡県備蓄基本計画修正素案 新旧対照表

| 旧 | 新 | 改正理由 |
|---|--|---|
| <p>必要と認める場合は、応急給水の補完として、ペットボトルや浄水装置（<u>避難所</u>にあるプールなどの水をろ過・殺菌処理する装置）等の備蓄、飲料水メーカーとの物資供給協定による調達、災害対応型自動販売機（※2）による確保等を検討する。</p> <p>（※1） 応急給水 災害時において、配水管の破損や水の汚染により配管での給水が不可能となった場合などに、浄水場や給水車等で行われる給水をいう。主に被災市町村の水道事業者が行うが、被災の状況によっては隣接水道事業者や他の自治体との協定等による応援給水により対応する。</p> <p>（※2） 災害対応型自動販売機 地震などの災害発生時に、通信ネットワーク技術を活用した遠隔操作等によって、本体に残っている飲料を無償で提供する、自動販売機に搭載された電光掲示板に災害情報を流す等の機能を有する自動販売機</p> <p>（参考） 備蓄品目の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>食糧</u>（ソフトパン、おかゆ、副食） ・ 粉ミルク <u> </u>（乳幼児用、アレルギー対応ミルク） ・ 毛布 ・ タオル ・ ティッシュペーパー、ウエットティッシュ ・ 被服（トレーニングウェア等の衣服上下、下着上下、男女別にML寸など複数サイズ） ・ 給水袋（水を入れたときに高齢者でも運べるもの） ・ 食器セット ・ ほ乳瓶 ・ 紙おむつ（小児用・大人用）、尿とりパッド（大人用） ・ 生理用品 ・ 簡易トイレ（便袋） ・ 口腔衛生用品 ・ ブルーシート、マットなどの <u>避難所</u> の床に敷くもの ・ ガスコンロ ・ ガスボンベ ・ 仮設トイレ ・ 発電機 ・ 投光器 ・ パーテーション ・ 発電機用の燃料及び燃料保管容器 <p>第4 必要量及び目標量 各市町村で想定される災害や地形等の特性、県から示される被害想定を踏まえ、当該市町村で想定される最大の避難者数をもとに必要量を見積もる。算定に当たっては、<u>避難所</u>への避難者のほか、在宅の避難者も考慮する。</p> <p>（参考） 『地震に関する防災アセスメント調査報告書』（平成24年3月、福岡県） <u>『津波に関する防災アセスメント調査報告書』（平成24年3月、福岡県）</u></p> <p>住民の持参物資や協定事業者等からの調達を含め、発災から3日間に必要な量を備蓄するよう努める。</p> <p>発災直後の混乱を考慮すると、発災当日は備蓄物資による対応が必要と考えられることから、<u> </u>1日分以上を現物で備蓄するよう努めることとし、<u>当面、平成27年度までに1日分の3分の1、30年度までに1日分の3分の2を備蓄するよう努めることとする。</u></p> <p>第5 保管・輸送体制 物資の保管・輸送のため、物流事業者と協定を締結するよう努める。</p> <p>災害時の輸送を最小限に抑えるため、<u>避難所</u>等への分散備蓄を推進するが、物資の性格に応じ、集中備蓄も検討する。</p> <p>県や協定事業者等からの物資を集積する拠点を予め確保するよう努める。集積拠点は市町村有施設を充てるほか、必要に応じて協定を締結した物流事業者（以下「協定物流事業者」とい</p> | <p>必要と認める場合は、応急給水の補完として、ペットボトルや浄水装置（<u>指定避難所</u>にあるプールなどの水をろ過・殺菌処理する装置）等の備蓄、飲料水メーカーとの物資供給協定による調達、災害対応型自動販売機（※2）による確保等を検討する。</p> <p>（※1） 応急給水 災害時において、配水管の破損や水の汚染により配管での給水が不可能となった場合などに、浄水場や給水車等で行われる給水をいう。主に被災市町村の水道事業者が行うが、被災の状況によっては隣接水道事業者や他の自治体との協定等による応援給水により対応する。</p> <p>（※2） 災害対応型自動販売機 地震などの災害発生時に、通信ネットワーク技術を活用した遠隔操作等によって、本体に残っている飲料を無償で提供する、自動販売機に搭載された電光掲示板に災害情報を流す等の機能を有する自動販売機</p> <p>（参考） 備蓄品目の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>食料</u>（ソフトパン、おかゆ、副食） ・ 粉ミルク <u>・液体ミルク</u>（乳幼児用、アレルギー対応ミルク） ・ 毛布 ・ タオル ・ ティッシュペーパー、ウエットティッシュ ・ 被服（トレーニングウェア等の衣服上下、下着上下、男女別にML寸など複数サイズ） ・ 給水袋（水を入れたときに高齢者でも運べるもの） ・ 食器セット ・ ほ乳瓶 ・ 紙おむつ（小児用・大人用）、尿とりパッド（大人用） ・ 生理用品 ・ 簡易トイレ（便袋） ・ 口腔衛生用品 ・ ブルーシート、マットなどの <u>指定避難所</u> の床に敷くもの ・ ガスコンロ ・ ガスボンベ ・ 仮設トイレ ・ 発電機 ・ 投光器 ・ パーテーション ・ 発電機用の燃料及び燃料保管容器 <p>第4 必要量及び目標量 各市町村で想定される災害や地形等の特性、県から示される被害想定を踏まえ、当該市町村で想定される最大の避難者数をもとに必要量を見積もる。算定に当たっては、<u>指定避難所</u>への避難者のほか、在宅の避難者も考慮する。</p> <p>（参考） 『地震に関する防災アセスメント調査報告書』（平成24年3月、福岡県） <u>『福岡県津波浸水想定』（平成28年2月、福岡県）</u></p> <p>住民の持参物資や協定事業者等からの調達を含め、発災から3日間に必要な量を備蓄するよう努める。</p> <p>発災直後の混乱を考慮すると、発災当日は備蓄物資による対応が必要と考えられることから、<u>令和3年度末までに</u>1日分以上を現物で備蓄するよう努めることと <u> </u>す</p> <p>第5 保管・輸送体制 物資の保管・輸送のため、物流事業者と協定を締結するよう努める。</p> <p>災害時の輸送を最小限に抑えるため、<u>指定避難所</u>等への分散備蓄を推進するが、物資の性格に応じ、集中備蓄も検討する。</p> <p>県や協定事業者等からの物資を集積する拠点を予め確保するよう努める。集積拠点は市町村有施設を充てるほか、必要に応じて協定を締結した物流事業者（以下「協定物流事業者」とい</p> | <p>表現の修正</p> <p>表現の修正 防災基本計画に基づく修正</p> <p>表現の修正</p> <p>表現の修正</p> <p>表現の修正</p> <p>福岡県津波浸水想定 の調査に基づく修正</p> <p>目標値の更新</p> <p>表現の修正</p> |

■福岡県備蓄基本計画修正素案 新旧対照表

| 旧 | 新 | 改正理由 |
|--|--|---|
| <p>う。)等の協力を得て確保する。 <u>集積拠点</u>から<u>避難所</u>や自宅にとどまる住民向け物資配布場所等までの物資の輸送は、原則として市町村が行う。輸送体制の整備は、必要に応じて協定物流事業者等の協力も得ながら進める。</p> <p>第6 災害対応職員用の備蓄 災害対応職員を対象とした3日分以上の飲料水、<u>食糧</u>、生活物資の備蓄に努める。</p> <p>第2節 県 第1 基本的な考え方 略</p> <p>第2 備蓄・調達の考え方 略</p> <p>第3 品目 発災直後の生命維持や生活に最低限必要な<u>食糧</u>、生活物資、避難所運営に必要な資機材を備蓄する。具体的な品目の選定に当たっては、要配慮者や男女のニーズを踏まえるとともに、通信網の寸断等により被災地の需要把握が困難な場合に要請を待たずに物資を供給することも想定し、汎用性の高い物とする等の配慮を行う。 <u>食糧</u>については、要配慮者に配慮して飲み込みやすいもの、アレルギー対応食品も含めるほか、発災直後は十分な量の水や湯、熱源が確保できない場合もあることから、これらを必要としないものとするよう努める。 <u>新たに</u>、避難所運営資機材を備蓄することとし、避難者の生命・身体を守るもののほか、良好な生活環境の確保にも配慮し、仮設トイレ、発電機、投光器や、授乳室、男女別の更衣室等を確保するためのパーテーションなどを計画的に整備する。 なお、飲料水については、被災市町村からの要請に応じて、隣接水道事業者や他地方自治体への応援給水の要請を行う。</p> <p>(参考) これまでの県の備蓄物資</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>食糧</u> (缶入りソフトパン、おかゆ、副食缶詰) ・ 毛布 ・ タオル ・ 被服 (トレーニングウェア上下、下着上下、男女別にML寸) ・ 給水袋 (容量<u>4リットル</u>) ・ 食器セット (缶切り入り) ・ 紙おむつ (小児用・大人用)、尿とりパッド (大人用) ・ 生理用品 ・ 簡易トイレ (便袋) ・ ブルーシート ・ _____ ・ _____ ・ _____ ・ _____ ・ _____ ・ _____ ・ _____ ・ _____ ・ _____ ・ _____ ・ _____ <p>第4 必要量及び目標量 必要量は県内で想定される最大の避難者数をもとに見積もる。 (参考) 『地震に関する防災アセスメント調査報告書』 (平成24年3月、福岡県)</p> | <p>う。)等の協力を得て確保する。 <u>地域内輸送拠点</u>から<u>指定避難所</u>や自宅にとどまる住民向け物資配布場所等までの物資の輸送は、原則として市町村が行う。輸送体制の整備は、必要に応じて協定物流事業者等の協力も得ながら進める。</p> <p>第6 災害対応職員用の備蓄 災害対応職員を対象とした3日分以上の飲料水、<u>食料</u>、生活物資の備蓄に努める。</p> <p>第2節 県 第1 基本的な考え方 略</p> <p>第2 備蓄・調達の考え方 略</p> <p>第3 品目 発災直後の生命維持や生活に最低限必要な<u>食料</u>、生活物資、避難所運営に必要な資機材を備蓄する。具体的な品目の選定に当たっては、要配慮者や男女のニーズを踏まえるとともに、通信網の寸断等により被災地の需要把握が困難な場合に要請を待たずに物資を供給することも想定し、汎用性の高い物とする等の配慮を行う。 <u>食料</u>については、要配慮者に配慮して飲み込みやすいもの、アレルギー対応食品も含めるほか、発災直後は十分な量の水や湯、熱源が確保できない場合もあることから、これらを必要としないものとするよう努める。 <u>また</u>、避難所運営資機材を備蓄することとし、避難者の生命・身体を守るもののほか、良好な生活環境の確保にも配慮し、仮設トイレ、発電機、投光器や、授乳室、男女別の更衣室等を確保するためのパーテーションなどを計画的に整備する。 なお、飲料水については、被災市町村からの要請に応じて、隣接水道事業者や他地方自治体への応援給水の要請を行う。</p> <p>(参考) これまでの県の備蓄物資</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>食料</u> (缶入りソフトパン、おかゆ、副食缶詰) ・ 毛布 ・ タオル ・ 被服 (トレーニングウェア上下、下着上下、男女別にML寸) ・ 給水袋 (容量<u>3リットル</u>) ・ 食器セット (缶切り入り) ・ 紙おむつ (小児用・大人用)、尿とりパッド (大人用) ・ 生理用品 ・ 簡易トイレ (便袋) ・ ブルーシート ・ <u>缶切り</u> ・ <u>仮設トイレ (ラップボン)</u> ・ <u>簡易トイレ (大・小)</u> ・ <u>発電機</u> ・ <u>投光器</u> ・ <u>エアテント</u> ・ <u>パーテーション (屋根あり・屋根なし)</u> ・ <u>ダンボールベッド</u> ・ <u>介護ベッド</u> ・ <u>浄水器</u> <p>第4 必要量及び目標量 必要量は県内で想定される最大の避難者数をもとに見積もる。 (参考) 『地震に関する防災アセスメント調査報告書』 (平成24年3月、福岡県)</p> | <p>福岡県地域防災計画に基づく修正 表現の修正</p> <p>表現の修正</p> <p>表現の修正</p> <p>表現の修正</p> <p>表現の修正</p> <p>表現の修正</p> <p>表現の修正</p> <p>現状に合わせて修正</p> <p>現状に合わせて修正</p> |

■福岡県備蓄基本計画修正素案 新旧対照表

| 旧 | 新 | 改正理由 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|---------------------------|----------------------|-----|-----|--|-----|---|-----|---|-------|--|--------------|--|-----|--|--|------|----------------------|-----|-----|--|-----|---------------|-----|---|-------|--|--------------|--|-----|---------------|
| <p>最大想定避難者数 46,566 人（警固断層南東部中央下部震源の地震） 食糧、生活物資は想定される最大避難者数の1日分の3分の1を、避難所運営資機材は最大規模の災害発生時に必要と想定される量の3分の1を、現物で備蓄する。</p> <p>第5 保管・輸送体制 略</p> <p>第6 災害対応職員用の備蓄 災害対応を行う職員を対象とした3日分以上の飲料水、食糧、生活物資の備蓄に努める。</p> <p>第7 その他 略 (参考1) 自助・共助・公助による備蓄目標量</p> | <p>最大想定避難者数 46,566 人（警固断層南東部中央下部震源の地震） 食料、生活物資は想定される最大避難者数の1日分の3分の1を、避難所運営資機材は最大規模の災害発生時に必要と想定される量の3分の1を、現物で備蓄する。</p> <p>第5 保管・輸送体制 略</p> <p>第6 災害対応職員用の備蓄 災害対応を行う職員を対象とした3日分以上の飲料水、食料、生活物資の備蓄に努める。</p> <p>第7 その他 略 (参考1) 自助・共助・公助による備蓄目標量</p> | <p>表現の修正</p> <p>表現の修正</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現物備蓄</th> <th>調達（流通備蓄） 他県等からの支援</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県民等</td> <td>3日分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>1日分 当面、平成27年度末までに1/3日分、 30年度末までに2/3日分</td> <td>1日分</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>1/3日分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>他県等 からの支援</td> <td></td> <td>1日分</td> </tr> </tbody> </table> | | 現物備蓄 | 調達（流通備蓄） 他県等からの支援 | 県民等 | 3日分 | | 市町村 | 1日分 当面、平成27年度末までに1/3日分、 30年度末までに2/3日分 | 1日分 | 県 | 1/3日分 | | 他県等 からの支援 | | 1日分 | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現物備蓄</th> <th>調達（流通備蓄） 他県等からの支援</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県民等</td> <td>3日分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>令和3年度末までに1日以上</td> <td>1日分</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>1/3日分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>他県等 からの支援</td> <td></td> <td>1日分</td> </tr> </tbody> </table> | | 現物備蓄 | 調達（流通備蓄） 他県等からの支援 | 県民等 | 3日分 | | 市町村 | 令和3年度末までに1日以上 | 1日分 | 県 | 1/3日分 | | 他県等 からの支援 | | 1日分 | <p>目標値の更新</p> |
| | 現物備蓄 | 調達（流通備蓄） 他県等からの支援 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 県民等 | 3日分 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市町村 | 1日分 当面、平成27年度末までに1/3日分、 30年度末までに2/3日分 | 1日分 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 県 | 1/3日分 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 他県等 からの支援 | | 1日分 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 現物備蓄 | 調達（流通備蓄） 他県等からの支援 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 県民等 | 3日分 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市町村 | 令和3年度末までに1日以上 | 1日分 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 県 | 1/3日分 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 他県等 からの支援 | | 1日分 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(参考2) 県の備蓄拠点配置図</p> | <p>(参考2) 県の備蓄拠点配置図</p> | <p>現状に合わせて修正</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

福岡県備蓄基本計画修正素案 新旧対照表

| 旧 | 新 | 改正理由 |
|---|---|-------------------------------|
| <p>(参考3) 物資の保管・輸送イメージ図</p> <p>県備蓄拠点 県備蓄物資</p> <p>県集積拠点(※1) ・県調達物資 ・支援物資</p> <p>県・市町村の協定事業者 県・市町村からの依頼物資</p> <p>協定物流事業者等による輸送</p> <p>市町村備蓄拠点 市町村備蓄物資</p> <p>市町村集積拠点(※2) ・市町村調達物資 ・県等からの提供物資 ・支援物資</p> <p>物資配布場所 避難所</p> <p>市町村や協定物流事業者等による輸送</p> <p>(※1) 県有施設、物流事業者の協力を得て確保した施設等</p> <p>(※2) 市町村有施設、物流事業者の協力を得て確保した施設等</p> | <p>(参考3) 物資の保管・輸送イメージ図</p> <p>県備蓄拠点 県備蓄物資</p> <p>県集積拠点(※1) ・県調達物資 ・支援物資</p> <p>県・市町村の協定事業者 県・市町村からの依頼物資</p> <p>協定物流事業者等による輸送</p> <p>市町村備蓄拠点 市町村備蓄物資</p> <p>市町村集積拠点(※2) ・市町村調達物資 ・県等からの提供物資 ・支援物資</p> <p>物資配布場所 指定避難所</p> <p>市町村や協定物流事業者等による輸送</p> <p>(※1) 県有施設、物流事業者の協力を得て確保した施設等</p> <p>(※2) 市町村有施設、物流事業者の協力を得て確保した施設等</p> | <p>表現の修正 地域防災計画に基づく修正</p> |